

都道府県・ 政令指定都市名	34 広島県
------------------	--------

時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
担 当 職 員 数	5 人 (専任 3 人、兼任 2 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	広島県男女共同参画施策推進協議会	
設 置 年 月 日 (西暦)・根 拠	2011年4月1日	根拠: 広島県男女共同参画施策推進協議会設置要綱
長 の 役 職	環境県民局 県民生活担当部長	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関 、懇 談 会 等 の 名 称	広島県男女共同参画審議会	
設 置 年 月 日 (西暦)	2002年6月10日	
構 成 員	9 人 (女性 5 人、男性 4 人)	

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月		
名 称	「わたしらしい生き方応援プランひろしま」(広島県男女共同参画基本計画(第5次))		
改定・見直しの予定時期	2026年6月		
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といふ。)の推進計画と一体である	1		未定の場合
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	広島県男女共同参画推進条例	
	公 布 日(西暦)	2001年12月21日	
	施 行 日(西暦)	2002年4月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)	2005年7月6日	
	改 正 内 容	市町村合併により村が廃されたことによる改正	
	改正が予定されている場合、改正予定期(西暦):	年	月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	調査時点コード 1:2025年4月1日 2:その他(西暦)		
	(西暦) 2025 年度まで 40 %		
根 拠	「わたしらしい生き方応援プランひろしま」(広島県男女共同参画基本計画(第5次))		
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律、政令または条例に基づき設置されている附属機関(法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会を除く)		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数(96)うち女性委員を含む審議会等数(95) 延総委員等数(1,168)延女性委員等数(423)女性比率(36.2)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数(101)うち女性委員を含む審議会等数(100) 延総委員等数(1,419)延女性委員等数(453)女性比率(31.9)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数(37)うち女性委員を含む審議会等数(37) 延総委員等数(912)延女性委員等数(279)女性比率(30.6)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(6) 延総委員等数(74)延女性委員等数(12)女性比率(16.2)		
目標値以外の目標設定			
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2 有の場合、1. 公表 2. 非公表
	人材名簿が有る場合	掲載人数 人 (年 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) 2 委員の公募(1. 有 2. 無) 2 そ の 他 (審議会等所管課との個別協議の実施)	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

			調査時点コード		1:2025年4月1日			2:その他(西暦)			女性管理職の内訳			
			管理職総数 (人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
本庁	計		301	60	19.9	37	2	5.4	49	10	20.4	215	48	22.3
	うち一般行政職		256	56	21.9	19	1	5.3	49	10	20.4	188	45	23.9
支庁・地方事務所等	計		149	33	22.1	15	1	6.7	22	7	31.8	112	25	22.3
	うち一般行政職		106	30	28.3	0	0		19	6	31.6	87	24	27.6
全体	計		450	93	20.7	52	3	5.8	71	17	23.9	327	73	22.3
	うち一般行政職		362	86	23.8	19	1	5.3	68	16	23.5	275	69	25.1
再掲	警察関係		81	5	6.2	36	1	2.8	0	0		45	4	8.9
	教育委員会		32	11	34.4	1	0	0.0	6	3	50.0	25	8	32.0

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード			1:2025年4月1日			2:その他(西暦)					
			課長補佐相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)
本庁	計		602	98	16.3	1,426	353	24.8	85	21	24.7
	うち一般行政職		368	81	22.0	920	314	34.1			
支庁・地方事務所等	計		715	136	19.0	2,207	499	22.6	262	47	17.9
	うち一般行政職		441	107	24.3	1,058	367	34.7			
全体	計		1,317	234	17.8	3,633	852	23.5	347	68	19.6
	うち一般行政職		809	188	23.2	1,978	681	34.4			
再掲	警察関係		542	63	11.6	1,565	146	9.3	206	22	10.7
	教育委員会		88	36	40.9	235	96	40.9			

問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

			課長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	課長補佐相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計		51	13	25.5	54	11	20.4	85	21	24.7
	うち一般行政職		37	12	32.4	52	11	21.2			
支庁・地方事務所等	計		39	8	20.5	133	23	17.3	262	47	17.9
	うち一般行政職		26	8	30.8	78	21	26.9			
全体	計		90	21	23.3	187	34	18.2	347	68	19.6
	うち一般行政職		63	20	31.7	130	32	24.6			
再掲	警察関係		24	2	8.3	52	3	5.8	206	22	10.7
	教育委員会		5	2	40.0	13	8	61.5			

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他		
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外								
課長相当職	○				○	◎				「部局等の推薦」は知事部局のみ		
課長補佐相当職	○		○		○	◎				「昇任試験」は県警本部のみ、「部局等の推薦」は知事部局のみ、県警本部は産休・育休期間を通算		
係長相当職	○		○		○	◎				「昇任試験」は県警本部のみ、「部局等の推薦」は知事部局のみ、県警本部は産休・育休期間を通算		

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	3,672	432	11.8
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全 体	453	181	40.0
うち 上級	326	136	41.7
うち 一般行政職	228	110	48.2
うち 上級	184	87	47.3
うち 警察関係	175	46	26.3
うち 上級	98	24	24.5

問7-7 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1.	明記した規定があり、認めている。
2.	明記した規定はないが、運用上認めている。
3.	明記した規定がなく、運用上も認めていない。
4.	明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	1.広島県職員旧姓使用取扱要綱 2.広島県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱 3.広島県警察職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	1.第2条 職員は、人事課長に届け出ることにより、法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがあるものを除き、文書等に旧姓を使用することができる。 2.第2条 教職員は、教育長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれがない、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 3.第1趣旨 この要綱は、広島県警察職員(非常勤の職員及び臨時に任用された職員を除く。以下「職員」という。が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を勤務場所において文書、図画及び電磁的記録(以下「文書等」という。)に使用する場合の手続等に關し必要な事項を定めるものとする。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2025年4月1日 2: その他(西暦)

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち管理職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
42	3	7.1	6	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	広島県女性総合センター			愛称・通称	エソール広島		
設置年月日(西暦)	1989年4月1日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号: 730-0051 住 所: 広島県広島市中区大手町1丁目2番1号 おりづるタワー10階 電話番号: 082-242-5262 FAX番号: 082-240-5441 ホームページ: https://www.essor.or.jp/						
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名:) 指定管理者(名称:) <input checked="" type="radio"/> その他(公益財団法人広島県男女共同参画財団) 2. 事業運営 直営(担当部局名:) 指定管理者(名称:) <input checked="" type="radio"/> その他(公益財団法人広島県男女共同参画財団)						
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	4 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	2 人	予算額	2025年度	56,689 千円
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの: <input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> 1. 連携・協働(主な事項: 他機関連携講座、企業・団体等への講師派遣、高校生向け出前講座、エソールつながるトークリレー) <input checked="" type="radio"/> 2. 広報啓発(主な事項: ホームページの運営、メールマガジンの発行、SNSの運営) <input checked="" type="radio"/> 3. 講座(主な事項: エソール塾、男女共同参画公開講座) <input checked="" type="radio"/> 4. 相談事業(主な事項: 一般、デートDV、LGBT(電話・面接相談)) <input checked="" type="radio"/> 5. 実態把握(主な事項:) <input checked="" type="radio"/> 6. 調査研究(主な事項: 大学や他団体との連携による調査・研究) <input checked="" type="radio"/> 7. 國際交流(主な事項:) <input checked="" type="radio"/> 8. 情報収集・提供(主な事項: 図書及び行政資料の閲覧及び貸出、男女共同参画推進啓発ハカルの貸出) <input checked="" type="radio"/> 9. 苦情処理(主な事項:) <input checked="" type="radio"/> 10. その他(主な事項:) 						

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人広島県男女共同参画財団			基金・基本財産額	61,000 千円
設置年月日(西暦)	1988年8月23日		出資者	広島県、広島県の男女共同参画をすすめる会、広島県地域女性団体連絡協議会	

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1 2. 無	1. 有 問10-2 ①広島県の男女共同参画をすすめる会 名称等: ②広島県地域女性団体連絡協議会	加盟団体数 ①23、②14	
			会員数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無		
問10-4 活動内容 ※ 実施しているもの:○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 [内容:]			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

- 1. 担当者連絡会議の開催
2. 市区町村職員研修会の開催
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
○ 4. 関係情報の収集提供
○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ
6. 補助金等の交付 [名称:]
[概要:]
7. その他 [内容:]

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 [内容:]

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	116,573	114,349	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況	※該当するもの:○	項目の設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		○
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		○
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		○
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5) その他(内容:)		

↓ (具体的に実施している内容:○)

問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
①「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
③次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
④地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		
⑤役員に占める女性割合に関する項目			
⑥管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)		○	○
⑨ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩短時間正社員制度の導入			
⑪男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
⑬その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	2
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
3 役員に占める女性割合に関する項目		
4 管理職に占める女性割合に関する項目		
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
6 その他「登用促進等」に関する項目		
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
9 短時間正社員制度の導入		
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
12 その他		

- 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度(2、7、10)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的な名称 働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的な名称

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1 1. 有 2. 無	問17-1 広島県の男女共同参画に関する年次報告 名 称
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()	

問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発	①固定観念解消のための川柳作品募集・発信 ②男女共同参画に関する資料展示 ③女性に対する暴力をなくす運動資料掲示		①9月 ②6月 ③11月
2. 表彰			
3. 講座			
4. 相談事業			
5. 情報収集・提供	「広島県の男女共同参画に関する年次報告」の取りまとめ・公表	男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を取りまとめ、年次報告として公表	9月
6. 苦情処理	苦情対応	県民からの、男女共同参画に関する苦情や相談への対応	通年
7. 交流促進			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ	男女共同参画関係団体との連携・協力	男女共同参画関係団体の取組を、イベントの後援、参加、広報等で連携協力	通年
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他	①男女共同参画審議会 ②市町男女共同参画担当課長会議 ③女性総合センター「エゾール広島」への支援・連携 ④女性活躍支援やDV・性暴力対策に関する事業を行う他部署との連携	③補助等での支援、実施事業への後援、広報等で連携協力 ④研修、出前講座、活躍女性・企業の見える化等を行う他部局との連携	①通年(計4回程度) ②10月 ③通年 ④通年

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	広島県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	
規定名	広島県議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	<p>(欠席等の届出)</p> <p>第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産	2	
育児	1	
家族の看護	2	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	1	
公務		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他()	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	

規則名	
条文本文	
政治分野の男女共同参画のために実施していること	

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)	
計画、指針名 該当部分の規定	広島県地域防災計画 第2章 第7節 15 男女共同参画センター等との連携 男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターが連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

2025年度調査より以下の設問(問21~問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

本部員の総数 (本部長を含む)	18 人	うち女性数	2 人	女性比率	11.1 %
--------------------	------	-------	-----	------	--------

問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況

2	1. 実施している 2. 実施していない
---	-------------------------

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。

(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

2	1. 条例 2. 条例以外(要綱など)	設置根拠なし	
---	------------------------	--------	--

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

1	1. あり 2. なし
---	----------------

調査時点コード:

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦) ()

問26. 都道府県における首長等の状況

知 事	2 1. 女性 2. 男性	任期: 2021年11月29日 ~ 2025年11月28日
副 知 事	2 人 (女性 1 人、男性 1 人)	

問27. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	72	19	26.4	
	都道府県防災会議(委員のみ)	71	19	26.8	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	18	0	0.0	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	13	1	7.7	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	18	3	16.7	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者たちのうち当該都道府県の知事が任命する者	15	15	100.0	
2	国土利用計画地方審議会	13	5	38.5	
3	土地利用審査会	5	2	40.0	
4	都道府県交通安全対策会議	19	1	5.3	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※60の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	32	13	40.6	
	7 精神医療審査会	25	8	32.0	
	8 都道府県生活衛生適正化審議会	14	5	35.7	
	9 都道府県医療審議会	20	3	15.0	
×	10 準看護師試験委員会				
	11 麻薬中毒審査会	5	2	40.0	
	12 地方社会福祉審議会	32	13	40.6	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	5	25.0	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	4	28.6	
	15 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	11	5	45.5	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	11	7	63.6	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	8	4	50.0	
	21 都道府県都市計画審議会	23	4	17.4	
	22 開発審査会	7	3	42.9	
	23 私立学校審議会	10	4	40.0	
	24 石油コンビナート等防災本部	34	3	8.8	
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 硫素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
	27 都道府県児童福祉審議会	22	10	45.5	
	28 地方港湾審議会	72	4	5.6	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	31 介護保険審査会	34	13	38.2	
	32 都道府県固定資産評価審議会	8	4	50.0	
×	33 感染症の診査に関する協議会				
	34 警察署協議会	242	95	39.3	
×	35 土地収用事業認定審議会				
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	6	2	33.3	
	37 都道府県国民保護協議会	54	3	5.6	
	38 地方独立行政法人評価委員会	4	1	25.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
44	留置施設視察委員会	6	5	83.3	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	11	2	18.2	
	46 指定難病審査会	19	2	10.5	
	47 小児慢性特定疾病審査会	3	1	33.3	
	48 行政不服審査会	6	3	50.0	
×	49 地域医療対策協議会				
×	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
×	51				
×	52				
×	53				
×	54				
×	55				
	合 計	912	279	30.6	
	女性委員0の審議会数	0			

問28. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	8	2	25.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	9	2	22.2	
8	海区漁業調整委員会	15	0	0.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	0	0.0	
合 計		74	12	16.2	
女性委員0の委員会数		3			